広報かまくら広告掲載業務入札実施要領

1　目的

市が発行する広報紙「広報かまくら」に掲載する広告について、広告主の募集等を行う事業者を入札により選定することを目的とします。

2　入札に付する事項

広報かまくら広告掲載業務

3 入札スケジュール

公募開始	令和７年 12 月 12 日（金）
質問受付期間	令和７年 12 月 12 日（金）から令和７年 12 月 19 日（金）15 時まで
質問回答日	令和７年 12 月 24 日（水）
入札参加表明書の受付	令和７年 12 月 12 日（金）から令和８年１月９日（金）15 時まで
入札書等の発送日	令和８年１月 15 日（木）
入札書提出締切日	令和８年１月 29 日（木）15 時まで
開札日	令和８年１月 30 日（金）

4　入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て備えていることが条件です。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しないものであること。

（２）会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算手続、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中のものでないこと。

（３）鎌倉市暴力団排除条例（平成 23 年 10 月条例第 11 号）第２条第２号、第４号又は第５号に該当しないこと。

（４）神奈川県電子共同入札システムの競争入札参加資格認定を受けたもので本市に入札参加資格の登録があり、指名停止又は指名保留を受けていないこと。

（５）令和５年度及び令和６年度に、官公庁又は公法人において２件以上同種の契約実績があること。

５　入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、この入札に参加することはできません。

（１）「４　入札に参加する者に必要な資格」に掲げる資格要件のいずれかを備えなくなったとき。

（２）「７　入札参加の申し込み」(3)の書類に虚偽の記載をしたとき。

６　質問及び回答について

（１）受付期間

令和７年 12 月 12 日（金）から令和７年 12 月 19 日（金）15 時まで。
指定書式の質問書をＥメールでご提出ください。

（２）回答日

令和７年 12 月 24 日（水）に、市ホームページで公開します。

７　入札参加の申し込み

（１）申込方法

ア　郵送

簡易書留郵便、書留郵便、特定記録郵便のいずれかで共生共創部広報課宛にご送付ください。（1 月９日（金）必着）

イ　持参

土・日・祝日を除く平日の９時から 17 時（申込受付最終日は 15 時まで）に、鎌倉市役所本庁舎２階の広報課窓口にご持参ください

（２）申込期間

令和７年 12 月 12 日（金）から令和８年１月９日（金）15 時まで

（３）入札参加に必要な書類

ア　入札参加表明書

イ　実施業務実績調書（契約書等の２件分の写しを含む）

８　入札書等の発送と発送書類

入札参加資格の有無を確認し、市から次の書類を令和８年１月 15 日（木）までに発送します。万が一、資格が確認できない場合には別途連絡します。

※令和８年１月 22 日（木）までに以下の書類が届かない場合は、広報課までご連絡ください。

（１）入札通知書

（２）入札書

（３）誓約書

９　入札の方法

市から送付されてきた「８　入札書等の発送と発送書類」の書類において、次に掲げる記入方法等により、入札してください。

（１）「入札書」及び「誓約書」（以下「入札書等」という。）に必要事項を記入し、それぞれ代表者印を押印してください。

（２）金額を記載する欄については、契約後に市に支払う契約金額の全額を、消費税及び地方消費税を含めて記入してください。なお、記入された金額が、市が設定した最低入札価格未満であった場合は、その入札は無効となります。

（３）記載した入札書等は、入札者が用意する内封筒に封入・封かんの上、封かん部に代表者印を割印してください。

（４）入札書等を入れた内封筒は入札者が用意する外封筒に封入のうえ、次のいずれかの方法で令和８年１月 29 日（木）15 時までに提出してください。

ア　郵送による提出

簡易書留郵便、書留郵便、特定記録郵便のいずれかで共生共創部広報課宛にご送付ください。（令和８年１月 29 日（木）必着）

イ　持参による提出

土・日・祝日を除く平日の９時から 17 時（申込受付最終日は 15 時まで）に、鎌倉市役所本庁舎２階の広報課窓口にご持参ください。

※なお、期限までに到達しない場合は無効となり、郵便事故等により書類が届かなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

（５）到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回することができません。ただし、開札までの間は、入札辞退を申し出ることができます。

10　入札の無効

次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、当該入札参加者のした入札は、無効とします。

（１）開札日において入札参加資格のない者。

（２）入札参加資格の確認を受けた日から開札日までに、手形又は小切手の不渡りを生じさせた者。

（３）入札書に記載した金額を訂正して提出した者。なお、訂正印を押印した場合を含む。

（４）入札書の記載要領がはっきりしないとき又は誤字及び脱字等により、意思表示が不明瞭である入札

（５）鉛筆その他訂正の容易な筆記用具により記入したとき。

（６）同一人が２通以上の入札書等を提出したとき。

（７）入札に関し不正な行為があったとき。
（８）前各号のほか市長が特に指定し又はこの要領に定める条項に違反したとき。

11　開札

（１）実施日時

令和８年1月30日（金）13時30分から、鎌倉市役所本庁舎２階203会議室で実施します。

（２）立ち会い

入札参加者の開札への参加は任意とし、参加を希望する場合は実施日時の10分前から受付を行います。なお、開札に参加しなかった場合は、結果について異議を申し立てることはできません。

（３）落札者の決定

ア　市が設定した最低入札価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最高の価格をもって落札するものとします。

イ　同額の入札をしたものが２者以上いる場合は、くじ引きにおいて落札者を決定します。この場合において、入札参加者が開札に参加していないなど、くじを引く者がいないときは、入札参加者に代えて当該入札事務に関係ない市職員がくじを引きます。

ウ　「10 入札の無効」に定める事項に該当することが判明した場合は、その者の入札を無効とし、次に高い金額をもって入札した者を落札者とします。

（４）　結果の通知

開札の結果は、令和８年２月６日（金）に入札参加者全員に発送する予定です。

（５）入札結果の公表

入札者全員の入札額及び落札者名を市ホームページにて公開します。

12　その他

（１）本要領に定めるものの他は、入札公告、広報かまくら広告掲載業務の概要及び鎌倉市契約規則等の定めるところとします。
（２）災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。
（３）再入札は行いません。

13　問い合わせ先

〒248－8686　鎌倉市御成町 18 番 10 号
鎌倉市　共生共創部　広報課　石井
電話　　0467-61-3867
ＦＡＸ　　0467-23-6505
Ｅメール　koho@city.kamakura.kanagawa.jp

別表「９　入札の方法」

１　内封筒について

「長形３号封筒（サイズは 120㎜×235㎜ 又はこれに準ずるサイズの封筒）」とし、図のとおり必要事項の記載及び封かん部に代表者印を割印してください。

＜表面＞

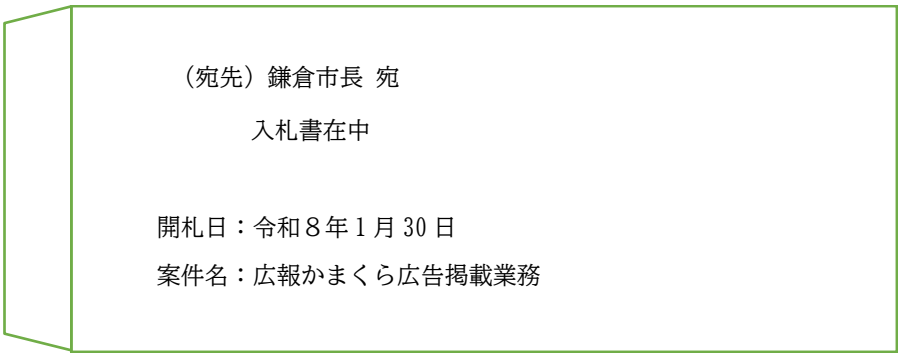

＜裏面＞

２　外封筒
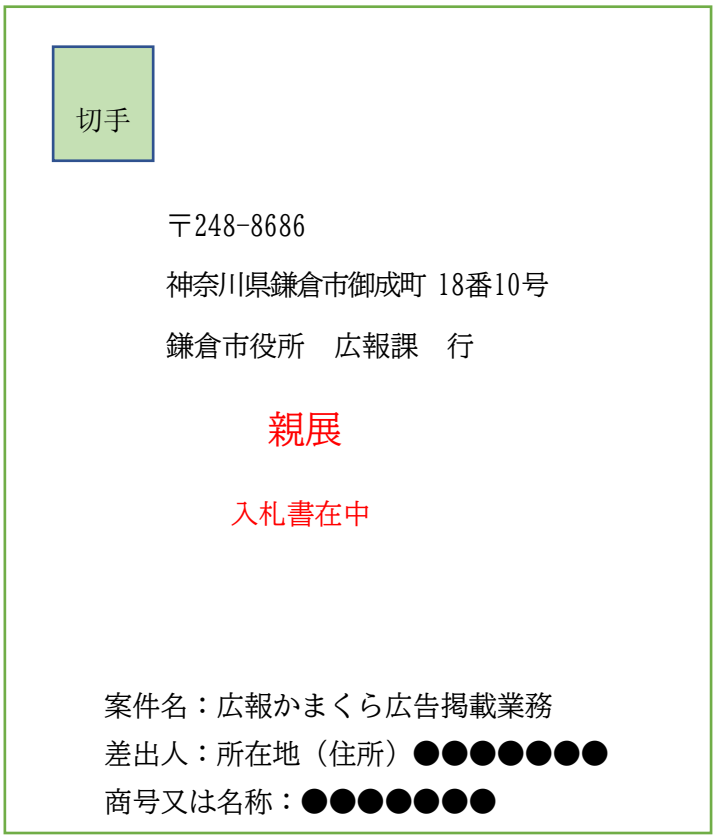
「角形２号封筒（サイズは 120㎜×235㎜ 又はこれに準ずるサイズの封筒）」とし、図のとおり必要事項を記載してください。なお、持参する場合は、切手の貼付、鎌倉市役所の住所及び宛先の記載は不要です。